

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

LPガス販売事業者等における  
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン第5回改訂について  
(お願い)

標記につきましては、令和4年12月5日付け全L協保安・業務G4第145号「LPガス販売事業者等における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン第4回改訂について」において、マスクを外してよい場面等の記載、事業所等での濃厚接触者の特定を前提としない記載の削除などの改訂を行い、従業員等関係者に対して、周知のお願いをしたところです。

この度、内閣官房より経済産業省を通じて、基本的対処方針を変更し、3月13日より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについて、現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定いたしました。

同日より、マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、事業者については、感染対策上又は事業上の理由等により、従業員等にマスクの着用を求めることはありうるものとしております。

つきましては、別添ガイドラインについてLPガス供給・販売・保安、スタンド事業等においてご参考にしていただくとともに、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、従業員等関係者に対し改めてご周知くださいますようお願いいたします。

【参考】

内閣府ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryoku/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf)

厚生労働省ホームページ

- ・令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

以上

発信手段：Eメール、保安・業務グループ：瀬谷、岩田